

## 当該教育組織内の教育等に関する実施体制

### 教育学研究科

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
教育学研究科教 授会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学院教育学研究科の専任の教授、准教授及び講師</li> <li>2. 大学院人文社会科学研究部の専任の教授、准教授及び講師のうち、研究科の授業又は研究指導を担当する者(大学院社会文化科学教育部の研究指導教員を除く。)</li> <li>3. 大学院先端科学研究部の専任の教授、准教授及び講師のうち、研究科の授業又は研究指導を担当する者(大学院自然科学教育部の研究指導教員を除く。)</li> <li>4. 大学院生命科学研究部の専任の教授、准教授及び講師のうち、研究科の授業又は研究指導を担当する者(大学院医学教育部又は大学院保健学教育部の研究指導教員を除く。)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生の入学、卒業及び課程の修了</li> <li>2. 学位の授与</li> <li>3. 学生の除籍及び懲戒に関する事項</li> <li>4. その他研究科の教育研究に関すること</li> </ol>
教育学部・教育学 研究科運営会議 (学部・大学院・ 専攻科・別科共 通)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議長(教育学部長)</li> <li>2. 大学院教育学研究科長</li> <li>3. 教育学部副学部長</li> <li>4. 大学院教育学研究科副研究科長</li> <li>5. 教育学部附属学校統括長</li> <li>6. 教育学部附属教育実習総合センター長</li> <li>7. 教育学部教務委員会委員長</li> <li>8. 教育学部教育実習委員会委員長</li> <li>9. 教育学部厚生・就職委員会委員長</li> <li>10. 教育学部・教育学研究科教育・研究活動推進委員会委員長</li> <li>11. 大学院教育学研究科教職実践開発専攻(教職大学院)運営委員会委員長</li> <li>12. 人社・教育系事務課長</li> <li>13. その他議長が指名する者</li> </ol>	教育学部及び大学院教育学研究科に関する次に掲げる事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中長期的な構想に関すること</li> <li>2. 組織及び運営の見直しに関すること</li> <li>3. 規則等の制定改廃に関すること</li> <li>4. 改組・改革に関すること</li> <li>5. 組織評価及び外部評価の実施に関すること</li> <li>6. その他教授会等から付託された事項</li> </ol>

<p>教育学部・教育学 研究科教育・研究 活動推進委員会 (学部・大学院・ 専攻科・別科共 通)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員長</li> <li>2. 各講座及び養護教諭特別別科を担当する教員から選出された者 各1人</li> <li>3. その他委員長が指名する者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教学情報の評価分析に関すること</li> <li>2. 組織としての教育研究活動等の点検及び評価に関すること</li> <li>3. グループ又は個人の教育研究活動の支援に関すること</li> <li>4. 教員の教授能力の向上及び学生の資質向上に関すること</li> <li>5. 公開講座に関すること</li> <li>6. その他教授会等から付託された事項</li> </ol>
<p>教職実践開発専 攻(教職大学院) 運営委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員長(教職実践開発(教職大学院)専攻長)</li> <li>2. 教職実践開発専攻(教職大学院)副専攻長 2人</li> <li>3. 学校教育実践高度化コース長</li> <li>4. 教科教育実践高度化コース長</li> <li>5. 特別支援教育実践高度化コース長</li> <li>6. 学校教育実践高度化コース(教育学、心理学、養護教育、教職教育)から選出された者 2人</li> <li>7. 教科教育実践高度化コース(言語・社会系、理数系)から選出された者 1人</li> <li>8. 教科教育実践高度化コース(実技系)から選出された者 1人</li> <li>9. 特別支援教育実践高度化コースから選出された者 1人</li> <li>10. その他委員長が必要と認めた者 若干人</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営の基本方針に関する事項</li> <li>2. 人事及び予算に関する事項</li> <li>3. 教務に関する事項</li> <li>4. 学生生活、就職等に関する事項</li> <li>5. 教育実践研究(教育実習)に関する事項</li> <li>6. 入学者選抜に関する事項</li> <li>7. その他研究科教授会等から付託された事項</li> </ol>